

第29回那珂市公共下水道事業審議会 会議録

1. 開催日時 令和2年2月5日（水） 午後2時00分～午後3時30分
2. 開催場所 那珂市役所 瓜連支所 分庁舎2階会議室
3. 出席者 委員20名 事務局7名
4. 欠席者 委員0名
5. 審議会内容

発言者

内容

- 事務局 本日は、大変お忙しいところ、ご出席をいただきましてありがとうございます。
ございます。
本日の進行をさせていただきます、下水道課業務グループ長の鈴木と申します。よろしく願いいたします。
開会にあたりまして、事務局より、本日の出席状況をご報告いたします。
- 事務局 本日の出席状況をご報告いたします。委員総数20名に対し、本日の出席者は20名ですので、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第6条第2項に規定する定足数（過半数 11名以上）に達しており、本審議会は成立していることをご報告いたします。
- 事務局 ありがとうございます。
ここで、勝山文久会長より、ごあいさつをいただきます。
勝山会長、よろしくお願いいたします。
- 会長 みなさんこんにちは。節分も過ぎまして、明るいうつらな気分になりつつある所ですが、世の中がコロナウイルスでえらいことになっておりまして、マスクや消毒液が買えない状況ですが、そのような中で当審議会に全員出席ということで誠にありがとうございます。

今回は7月以来で半年ほど間が空いたわけですが、その間下水道含め、台風19号の被害もあり、その対応に事務局も苦勞されていたと伺っております。

今回の議事の中身は、2点の報告事項と2点の検討事項とあります。皆様方のご協力を承りまして審議会を円滑に進めていければなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上であいさつに代えさせていただきます。

事務局

勝山会長、ありがとうございました。

ここで、議事に入る前に、先日郵送にてお配りした配布資料の確認をさせていただきます。

- ・本日の次第
- ・第29回審議会報告資料。(資料1～4)
- ・参考資料(資料5)

の資料をお配りしております。

資料に不足のある委員がいらっしゃいましたら、事務局へお申し出下さい。

ここからの議事進行は、『那珂市公共下水道事業審議会設置要綱』第6条第1項の規定により、「審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる」とされておりますので、勝山会長に議長をお願いいたします。

勝山会長、よろしくお願いいたします。

会長

規定により議長を務めさせていただきます。

委員の皆さまにおかれましては、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

なお、審議会は公開により行いますので、あらかじめご承知おきくださいますようお願い申し上げます。

まず、「報告(1)台風19号による被害の状況について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料右方に資料1という資料がございます。そちらをご覧ください。台風19号による被害の状況についてご報告いたします。

被災状況といたしましては、令和元年10月12日に茨城県に上陸いたしました台風第19号による影響により一級河川的那珂川と久慈

川が氾濫いたしました。これに伴いまして、下水道課が管理しております農業集落排水整備事業の戸多北部地区の処理場と中継ポンプ3か所並びに神崎額田地区の放流ポンプ施設が冠水し、ともに運転が不可能な状態となりました。中段に記載してあります写真ですが、戸多北部の処理場を載せております。冠水高さといましては、水槽スラブ、道路から約1.1m、舗装の高さからいまして約1.5m程の所で戸多北部の処理場は冠水いたしました。

対応状況といまして、令和元年10月12日に災害復旧費189,200千円を専決処分いたしました。その後仮工事を終え、現在はいずれの施設も稼働している状況でございます。ただし、復旧本工事は令和元年度中には完了しないことから、令和2年度に繰越しして実施する予定でございます。

次ページです。戸多北部の浸水範囲を記載いたしました。赤で着色されているところが浸水範囲です。

(図上で場所を説明)

続きまして、次ページです。こちらが神崎額田地区の浸水範囲になっております。処理場は図面には載せていないのですが、東海村の一部行政界を超えながら久慈川の方に放流する放流系統になってございまして、NO.3の放流ポンプとNO.4の放流ポンプが今回浸水したという形になっております。以上です。

会長 ありがとうございます。ただ今、事務局から説明がございました。この説明についてどなたかご意見等ございましたら挙手のうえお願い致します。

委員 先ほど処理場の冠水1.5mの被害があったということで今復旧を進めているということですが、これは極端な気象条件ですのもた来ないとも限らないと思うのですが、実際の復旧事業というのは現況を復旧するというのでやっておられるのですか。

事務局 はい、そうです。

委員 また今度来たとき、今度はどうするかというような検討はされていないのですか。

事務局 今回の浸水の内容というのが那珂川からの溢水ということがござい

ました。今後国交省の方で堤防などの対応等を検討しているというようなものも新聞等で確認しております、根本的にはそちらの方での対応だと考えております。県とも今回の復旧作業に伴いまして、ご質問があったこと等を踏まえた上で検討を重ねたところなのですが、今回の原因までを考えると現況復旧という形がベターであろうという形で結論に至っております。

委員 また今度来た場合、また1億8千万とかお金かけてやらなくちゃいけないということなのですか。そういうのが永遠と続いてしまいますよね。ですから、機械部分だけケースで保護するとかそういった措置を取って対応するとかそういったことも合わせて考えていかないと毎年来た場合、毎年2億かけていくというのもどうかなと思うのですが。かなり低い低地にあるので、その辺は現況復旧というのが原則なんでしょうけどそれだけではまた来たとき同じようなことを繰り返すことになるので、事前の対策を合わせて検討していかなければいけないと思います。

事務局 参考にさせていただきます。

委員 関係しているのですが、まったく私も同意見で、昨今の現状を考えると頻繁にこれからは来ると思うんですよね。

やはりこういうポンプ場とか処理施設というのは、おそらく電気設備、リレー管含めて受注生産で作っていると思うので、それが一番時間とお金が非常にかかると思うんですよね。だからせめて、そういった電気設備等だけでも上げておけば、仮に同等以上のものがあったとしても負担するお金というものは極端に減るのではないかなと考えております。この1億8千9百万というのは事業費ベースの額で単独費というのはプラスされているのですか。これは何割補助なのですか。

事務局 8割補助です。これは歳出ベースで記載させていただいておりますので、国費に係らず予算上これだけ計上しているという形です。

委員 単純に2割でも4千万のお金がかかっているわけですよね。那珂市単独費だけでね。ですからこれからもこういう多額のお金を何回も何回もやるというのは本当に市民にとっても大変なことだと思うので、

せめて電気設備関係だけでも県とか国に要請して上げるということだけでも最優先にやられるといいのではないかなと思います。

会長 はい、ありがとうございました。今後の検討課題という形ですね。

委員 神崎額田地区の方ですが、止まったのはNO. 3の中継ポンプでよろしいですか。

事務局 はい、NO.3とNO.4です。

委員 停止の期間はどのように処理していたのですか。

事務局 処理された後の水だということもございまして、処理場は停止させずに、NO.3の中継ポンプ付近から放流していたという状況です。

委員 先ほどのご意見と似ているのですが、ここは必ず浸水するエリアなので、堤防が三島神社の所で切れていまして、国の考えはそこは民家が1軒もないので久慈川の遊水地として考えていると思うんです。向こう側に新しい堤防を作る計画は多分ないと思うんですけども。ですからそのNO.3はかなり高い確率で浸水する可能性があるのをごを現況復旧というのはどうなのでしょうか。

事務局 NO.3並びNO.4のポンプなのですが、今回浸水してしまったのが制御盤の方になっております。制御盤の方なのですが、特にNO.4に関しましてはかなり高い位置に設置しているもので、通常の管理をすることも考えますと既に高い位置に設置してございます。NO.3の方に関しては現時点でぎりぎり管理できるのところ、台とかに上らず対応できるような位置になっておりますので、今後今いただいた意見等を参考にさせていただきながら何かできることがあるのかということを検討していきたいと思っております。

会長 ありがとうございました。その他ございませんか。

 特に無いようでしたら続いて、「報告(2)地方公営企業法適用に向けた進捗状況について」を議題といたします。

 事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料2「地方公営企業法適用に向けた進捗状況について」をご覧くださいと思います。

こちらの地方公営企業法適用につきましては今から4年程前になりますが、平成28年度の審議会の時以来たびたび概要等や進捗状況について報告させていただいておりましたが、今回令和2年度からの適用にむけて準備の方を進める最終段階になっておりますので改めてご報告するものでございます。

当市の下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）については、平成28年3月に「那珂市下水道事業地方公営企業法適用方針」を定め、令和2年度会計から、財務に関する規定のほか、職員の身分取扱いに関する規定を含めた地方公営企業法の全部の規定を適用することとしているところでございます。

このたび、令和元年第4回定例会において、地方公営企業法の適用に係る条例の改正を行い、適用に向けた準備を進めているところでございます。この後大きく4つに分けてご説明させていただきます。

まず、条例等の改正についてでございます。

地方公営企業法の適用により下水道事業も公営企業として設置されることに伴い、令和元年第4回定例会において、公営企業としてすでに設置されている水道事業について定めた条例である「那珂市水道事業の設置等に関する条例」に下水道事業を組込み、「那珂市公営企業の設置等に関する条例」とし、あわせて関連する14の条例の改正を行い、令和元年12月20日に公布させていただいたところでございます。

これらの条例については、令和2年4月1日から施行することとし、関連する規定等についてもあわせて改正等を行う予定で準備を進めているところでございます。

2つ目が令和2年度予算になります。

現在の下水道事業の予算については、現金主義に基づき「那珂市下水道事業特別会計」及び「那珂市農業集落排水整備事業特別会計」として一般会計の方に引き続く特別会計として計上しているところでございます。

地方公営企業法の適用により、令和2年3月31日にこれらの会計の打ち切り決算を行い、事業に必要な資産等とあわせて、発生主義に基づき計上する「那珂市下水道事業会計」に引き継ぐこととしております。

令和2年度那珂市下水道事業会計は、令和2年第1回定例会に上程

する予定で、現在準備を進めているところでございます。

裏をめぐっていただきまして、出納及び収納事務についてでございます。

現在の「那珂市下水道事業特別会計」及び「那珂市農業集落排水整備事業特別会計」の出納及び収納事務については、一般会計や他の特別会計とあわせて、会計管理者（会計課）において指定金融機関（常陽銀行）を定め、事務を行っているところでございます。

地方公営企業法適用後につきましては、下水道事業において出納取扱金融機関（常陽銀行）、収納取扱金融機関（筑波銀行、茨城県信用組合、水戸信用金庫、常陸農業協同組合、中央労働金庫）及びゆうちょ銀行と契約を行い、直接出納及び収納事務を行う予定で準備を進めているところでございます。

なお、市民や各業者に口座情報等の変更手続きを求めることなく移行することができるよう、各金融機関に必要な手続きを行う予定でございます。

最後にそれらに伴う広報等についてでございます。

地方公営企業法の適用に伴い、市民や各業者に特段の変更手続きを求めことはないが、納付書等の記載の一部が変更になるため、納付書等に文書を同封して周知するほか、広報なか・おしらせ版や市ホームページにおいて広く案内する予定でございます。

また、現在の下水道事業の経営状況については、資産及び債務の状況も含めて、定期的に公表する予定で準備を進めているところでございます。

以上が現時点での準備の所で4月から円滑な移行ができるよう準備を進めているところでございます。以上です。

会長 手続き的には現在口座引き落とし等をやっている方については新たな手続き等を取らなくても大丈夫ということよろしいでしょうか。

事務局 その通りです。これまでに受益者負担金や使用料を収められていた方につきましては、これまでは会計課を通して各銀行に引き落としの請求をさせていただいていたのを直接下水道課から金融機関に引き落としの依頼をするだけで具体的な金額であるとか内容であるとかそういったものに変更はございませんので、金融機関の方に読み替えて対応いただけるようお願いを進めているところでございます。

会長 ありがとうございます。他にご意見等がなければ続いて、「議事

(1) 検討単位区域の設定及び今後の作業内容について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局

お手元の資料3「検討単位区域の設定及び今後の作業内容について」をご覧くださいと思います。

検討単位区域の設定及び今後の作業内容について、ご説明いたします。

まず、概要について簡単に整理いたしますと、令和元年7月に開催した第28回審議会において、当市における家屋間限界距離を50mとして検討単位区域を設定することとし、現在、公共下水道全体計画見直しに向けた作業を行っております。

このたび、未計画区域全域の検討単位区域を設定し、合併処理浄化槽と公共下水道の経済比較の試算を行うことが可能となったため、今後の作業内容について確認を行いたいと思います。

続いて、検討単位区域の設定についておさらいしておきたいと思います。

検討単位区域は、家間限界距離である50m以内に隣りの家屋（公共ます設置予定箇所）があれば、5戸以上を単位として検討単位区域を設定いたしました。また、このほか、検討単位区域同士を接続する管渠沿線の区域も検討単位区域として設定いたしました。

この検討単位区域は合計で206区域あり、現在の未計画区域5,789世帯中のうち、合計3,287世帯、このほかに事業所等を換算した526世帯を検討単位区域内の家屋とし、大字ごとに将来の人口を予測した増減率を乗じて計画汚水量を試算しております。

ここで、菅谷京塚地区と後台富士山地区を例に、実際の試算をご覧ください。お配りした資料中の地図をご覧ください。

菅谷京塚、この付近の家屋を検討単位区域でくくると、71-1、71-2、70という3つの検討単位区域にくくることができます。しかし、それ以外の家屋は50m以上離れており、検討単位区域に入らない家屋もあったところです。

まず、検討番号142からご説明します。

142は、ケーズデンキ付近から接続のための管を伸ばし、71-1と書かれた検討単位区域を公共下水道によって整備した場合を考えています。

この142を検討すると、結果的には合併処理浄化槽が有利な区域

になります。計算の過程については、表をご覧ください。

左側から、矢印1から4までであるのがお分かりかと思えます。

まず矢印1の所でございますが、こちらは合併処理浄化槽で整備した場合にはいくらかかるだろうというのを試算した部分でございます。

合併処理浄化槽につきましては設置する際に約80万円の工事費がかかります。ただしそれは長期間使えるものですので、32年間使えるものとして計算するような形でマニュアルに書いてございます。そちらと1年間あたりの維持管理費、つまり電気代であるとか、汲み取り費用や点検の費用といったものを加味して1世帯当たりおよそ8万円の値段がかかるものと計算上は出ているところでございます。

それに対しまして、矢印2の所でございますが、公共下水道で整備した場合にいくらかかるかというのを試算した部分でございます。

矢印1の隣に接続した場合の施設とございますけども、管渠の長さが何m必要か、実際には823m必要だという計算が出ております。自然流下という場合には、それを送るには自然に高い方から低い方に流れる管渠で大丈夫だろうと、圧送管という場合にはポンプで送る管が必要だろうということで読むことができます。当然ながらポンプが必要な個所が場合によっては出てくると思えます。

続きまして、処理場に要する費用というのが出ています。こちらに関しましては那珂市の場合公共下水道はすべて海浜公園の北側にあります那珂久慈浄化センターで処理されておりますので、実際京塚部分だけをつなげるのに大規模な改造が必要かと言われるとそうではございません。ただし、若干の増加が必要ですので0.14、ここでの単位は百万円単位ですので、年間14万円ほどのレベルアップが必要になるだろうという試算になっているところでございます。

続きまして接続に要する施設、建設費というのがございますが、こちらが823mの管を毎年いくらか建設費として割りかえすかという形になります。先ほど合併浄化槽は32年という耐用年数を申し上げましたが、下水管の場合それよりも長く耐用年数が72年というのがマニュアルに示されています。ですので、それを1年間に割りかえすと160万円程度、建設費はその72倍だと思っていただければと思います。その他1年間あたりの管渠の維持管理費、マンホールポンプの維持管理費を加え、合計しまして1.79という数字が2番目であろうかと思えます。1.79というのがこの21世帯を公共下水道に接続してかかる費用だと思っていただければと思います。

先ほど合併浄化槽の所でいくらかかるかというのが矢印1の所にありました。こちらが1.70という数字があるのがお分かりいただけるとと思います。実際にはこの下に端数がありますので、差額で0.01ずれてしまっていますが、3番目の矢印の判定の所では、-0.08という差引が出ます。つまり、この71-1を考えた場合公共下水道では1年間に179万円、合併浄化槽では1年間に170万円、端数はございますが、差引合併浄化槽の方が8万円有利だという判断になります。ですので、こういった場合には×とつけまして、検討単位区域は設定できたものの公共下水道ではなく合併浄化槽の方が有利な区域だとする判断になります。

ここでご注意いただきたいところがございます。先ほどの地図に戻ります。ただいま71-1だけを21件分検討した結果が今の結果になります。それでは、その隣にある71-2というところまで一緒にやったらどうだろうというのが143番の検討をした行になります。

こちらの行をご覧くださいと思います。こちらは先ほどの71-1と沿線の1軒の他に北側に隣接する71-2の11件を含めた32軒で検討したらどうだろうかというのを示したものでございます。

こちらの32軒の場合、先ほど申しあげました通り合併処理浄化槽で整備する場合には1年間1戸当たり8万円程度要するので、計算しますと260万円費用が掛かるというのが矢印1の検討結果でございます。

続きまして、接続した管渠は先ほどの823mから若干伸びまして1167m必要だということになります。そうしますと、接続に要した費用をすべて計算しますと矢印2の所の2.55、255万円という数字がでます。従いまして、71-1、71-2をまとめて検討した143番ですと合併処理浄化槽が2.60、公共下水道が2.55ということで逆転しまして、公共下水道の方が1年間あたり5万円有利になるという様になってきてしまいます。同じ区域でも違う結果になってしまうのではないかという形です。

その理由といたしましては、ケーズデンキ付近からの下水管も、21戸では採算がとれないが、32戸まとめれば合併処理浄化槽よりも公共下水道が有利になるということをご理解いただけるのではないかと思います。

しかし、ここでご注意いただきたい点があります。

この京塚に限らず、未計画区域の家屋のほぼ半数は合併処理浄化槽が設置され、これまでの調査結果であるとかアンケートの結果であっ

ても約半数が合併処理浄化槽によって設置され、残りがトイレのみの単独処理浄化槽及びくみ取り槽になっているという試算があります。

ただいま申し上げたこの表の試算では、すべての汚水処理を合併処理浄化槽により行う、あるいは公共下水道によって行うものとしております。つまり、単独処理浄化槽やくみ取り槽のかたに合併処理浄化槽をお使いいただくことはイメージしていただけると思いますが、すでに合併処理浄化槽をお使いのかたについても、新たな合併処理浄化槽をつけていただくような計算になってしまっている点に注意が必要です。

その点を考慮したのが矢印4になります。これからこの点についてご説明いたします。

この矢印4は、本来必要でない合併処理浄化槽の建設費について、このままですと公共下水道が有利なように働く、合併浄化槽が高いように見えてしまう恐れがあるために何らかの補正を行う必要があるのではないかということで出した補正の数値でございます。

ここで皆様に簡単にご説明するのに、先ほどの黄色の所で示した公共下水道でこの20戸を整備するには179万円必要というところを思い出していただければと思います。それに対して、合併処理浄化槽は1世帯当たり8万円かかるということがこの表から分かるというのをご説明したところですが、単純に考えればこの179万円を8万円で割ってしまえばどうか、そうすると22という戸数が出ます。一般的に考えれば179万円をかけて23戸以上の方にお使いいただけるのであれば、公共下水道の方が有利だろうと。しかし、10戸とか20戸しかお使用でない場合には、公共下水道の方がかえって高くつくであろう。もっと言うと、今現在21世帯しかございませんから、22より下回っておりますので、全世帯が合併処理浄化槽から公共下水道に切り替えたとしても、やはり公共下水道より合併処理浄化槽の方が有利だというような形でご理解いただけたと思います。

ただし、何世帯加入すれば公共下水道の方が有利か、合併処理浄化槽の方が有利かと考えてしまいますと、今現在まだ宅地になっていないところであっても、これから開発行為等が行われて多数の家屋が建てられる状況であれば、当然公共下水道が有利ではないか、あるいは今現在お住まいの方のほとんどが公共下水道をつなぐよとおっしゃられている場合には実際の所開けてみないと分からない数字ではありますが、公共下水道が有利な形に見込まれるというように状況によって数字が動いてしまう部分ではないかという様に考えております。

そこで、そのような恣意的な要素を排除しまして、現在の合併処理浄化槽の状況によって初回の合併浄化槽の建設費を落とすことにより経済比較を行いましたのがこちらの矢印4のところになります。

ご覧いただくところで、合併処理浄化槽の戸数と書いてある行がございます。黄色の142番ですと10という数字が書いてある所がございます。こちらは71-1の21世帯の中で今現在合併処理浄化槽をお使いの方の戸数です。こちらが10戸でございます。その場合には、最初の建設費が不要になりますので、建設費の所の単価が矢印1では0.55という数字だったのが0.43と若干割り落としをかけております。従いまして、その分矢印4の所では差引としまして-0.2、先ほどは8万円程度合併処理浄化槽の方が有利だったのが20万円程度合併処理浄化槽の方が有利だという計算に変わっているところでございます。

(ホワイトボードにて説明) 初回分の建設費を落とすという考え方ですが、公共下水道の場合には耐用年数が72年で見ております。それに対して合併浄化槽の場合ですと、32年で見ております。64年、96年と将来に渡ってつないでいきます。公共下水道ですとこの建設費を毎年やっていくわけですが、合併浄化槽にした場合には、やはり同じように32年ごとに新しい合併浄化槽を入れていくという計算になっております。しかし10件分につきましてはすでに新しい合併浄化槽がありますので、ここの×の部分、ここをマイナスして計算した結果が矢印の4番というふうに思っただけだと思います。

続きましてその下71-1と71-2を足した143番、こちらが0.05でプラスになる、つまり公共下水道有利だご説明したかと思っております。こちらの中には71-1で10世帯、71-2で8世帯、合計18世帯が合併処理浄化槽でございます。従いまして、この補正をかけますと判定は-0.16ということになりまして、やはりこれも公共下水道より合併処理浄化槽が有利な区域なのではないかというように変わってしまうということでございます。

実際の汚水処理の現状、合併処理浄化槽設置の状況によりましては、このように試算結果が変わってくる恐れがあり、何らかの補正を行う必要があると考えているところでございます。

なお、菅谷京塚地区と大井川を挟んで南側の後台富士山地区は、バードラインのひたちなか市境付近ですが、検討番号132、133、134、とびまして、139、140、141の6つの検討単位区域に分けることができました。

この後台富士山地区については、結果的には6つの検討単位区域ともに、経済比較上は合併処理浄化槽による整備よりも、公共下水道による整備のほうが経済的に有利と判断されています。また、さきほどの既存の合併処理浄化槽の状況を考慮した矢印4についてもプラスであり、いずれの場合でも公共下水道のほうが有利であると判断することができております。

これと同じことを市内全地区やることとなります。現在、矢印1～3までは手元にございますが、矢印4については現時点で合併処理浄化槽の戸数を地図上に落とすという追加の作業がございますので、これから準備を進めていきたいと思っているところでございます。

ここで、本日配布した資料には入っておりませんが、市内全域の経済比較の試算をプロジェクトで拡大してご確認いただければと思います。

なお、現時点では検討単位区域ごとの合併処理浄化槽の数は確認中ですので、合併処理浄化槽の状況を考慮しない、単純な比較の結果であることにご留意ください。

(プロジェクトを使って説明)

全体でみるとご覧のとおりになってございます。

整理しますと、このように、必要な管渠を埋設するルートによっては、浄化槽が有利な区域となる場合と公共下水道が有利な区域になる場合とが変化することがあるため、複数のルートを同時に検討しています。

いずれにしても、また、予測される将来の人口のみにより経済比較を行うだけではなく、現在の浄化槽の設置状況を踏まえて、合併処理浄化槽による整備を行った場合に必要な経費を補正したうえで、経済比較を行って判断する必要があると考えております。

続いて、その合併処理浄化槽の設置状況の把握についてご説明します。

合併処理浄化槽設置に係る補助金については、令和元年度から、未計画区域において個人が設置した単独処理浄化槽を合併処理浄化槽に転換した場合の補助対象を拡大（単独処理浄化槽の撤去に要した経費のほか、宅内配管に要した経費についても補助対象となった）したことから、令和元年9月に、未計画区域の5,789世帯のうち、合併処理浄化槽を使用していない2,714世帯を対象に、ダイレクトメ

ールを送付しています。

これにあわせて、市には浄化槽の汚泥引き抜きのデータがあるため、過去2年分のデータと、ダイレクトメール発送データを照合しました。その結果、未計画区域の5,789世帯のうち、合併処理浄化槽を使用している世帯は3,217世帯、単独処理浄化槽を使用している世帯は1,088世帯、汲み取りや状況が不明な世帯は1,484世帯であると推定することができました。

ただし、検討単位区域ごとに相当のばらつきが見られるため、すでに整備された合併処理浄化槽の状況を踏まえた経済比較ができるよう、現在、下水道台帳の更新作業にあわせて、浄化槽の設置状況のデータについても地図上に表示できるよう準備を進めているところです。

加えて、合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続推進の取組みについてもご説明します。

具体的には、現在、市内の生活環境の改善と、河川などの水質の保全のため、未計画区域においては合併処理浄化槽の設置の推進、供用開始済み区域においては接続率向上のための取組みを進めています。

一方で、今回の公共下水道の全体計画の見直しに伴い、合併処理浄化槽設置補助の見直し（補助額の上乗せ、汲み取り槽からの転換・合併浄化槽の更新の横だし等）の検討や、接続率向上策（公共ます設置要件の見直し、私道下の本管の設置要件の見直し等）を行うことが適当であると思われます。

特に、検討単位区域ごとの経済比較の結果、合併処理浄化槽による整備を行うこととなる区域については、放流先の確保が課題となっていることから、浄化槽台帳や道路台帳により現在は側溝等への放流が困難な区域についても、浸透槽等の敷地内処理施設の設置を促す観点から、合併処理浄化槽の設置推進に寄与する補助内容の検討を行うため、他市町村等における補助制度の情報収集を進めています。

これらを踏まえて、今後の予定について整理したいと思います。

未計画区域全域の検討単位区域の経済比較については、現在、検算及び検討単位区域内における合併処理浄化槽の設置状況の把握作業を行っており、次回（第30回）審議会にて、「全体計画見直しに係る事務局素案」を公表できるよう準備を進めております。あわせて「合併処理浄化槽の設置・公共下水道への接続推進の取組みの事務局素案」を公表できるよう順次準備を進める予定です。

その後、令和2年度中に「全体計画見直し」及び「合併処理浄化槽

の設置・公共下水道への接続推進の取組み」について審議会に諮問し、同年度中に答申をいただく予定であります。

以上、前回の審議会から、現在までの検討の状況をご報告させていただきます。

まだ作業中であり、必要な確認作業を行った後に、市内全域の検討単位区域ごとの検討結果をお示しさせていただければと考えておりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

会長

ありがとうございました。ただいま非常に細かい説明をいただきました。私の中でも全部を理解するのが難しかったのですが、これほど細かく経済比較、合併浄化槽の実施状況等を把握しながら、なおかつ今後の計画づくりに今のような作業を進めていただいているというところなのですが、ただ今、事務局からの説明につきまして、ご質問がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

委員

先ほどの説明の際に合併浄化槽については32年、公共下水道については72年という話でしたが、そうするとここでの一年間の維持費というのが出てきているのですが、これというのは公共下水道の長さに合わせて1年間を含みとすると合併浄化槽1回作るのに8万円ですが、8万円というのは32年後に足さなくてもこれはこれで比較になるのでしょうか。72年間にすると合併浄化槽はもう一回作り直さなければいけないと思うのですが、それを含めての比較がなされているのですか。

事務局

(ホワイトボードにて説明) 実際にここでは建設費のことだけを書いております。これに維持管理費が加わります。実際に合併処理浄化槽の建設費は年間2万円程です。80万円を32で割った数字が答えになっております。それに対して維持管理費が5.5万円程年間にかかります。ですので、実際に合併処理浄化槽になった場合には、ここからここまでの費用がかかります。それに対して公共下水道になった場合には、建設費はかかりますが維持管理費が非常に安く済むという利点があります。ですので、戸数によって変わって来たりしますが、仮にここら辺だとしますとここからここまでが公共下水道にした場合の実際にかかる費用、ここが建設にかかる費用だと思っていただければと思います。

計算する際には公共下水道で72年間のこの面積を求めます。同じように合併処理浄化槽にした時の面積を求めています。単純にそれを1年ごとに刻んだのがお手元にお配りしたA3の資料になっております。ただそれですと、ここの部分が正確に出なくなってしまいます。ですので、ここの面積とここを抜いたここの面積を比較してどっちがいのだろうという計算になります。ここが抜けるとひょっとしたら合併処理浄化槽の方が有利になるかもしれない。なぜなら、合併処理浄化槽で見分が納品された試算結果ではこれになっていましたけども、ここからこの面積が減りますので、逆転することもあり得るのではないかと、現に京塚あたりでは逆転しているという形になっております。

会長 よろしいですか。その他特に無ければ続いて、「議事（2）那珂市公共下水道事業審議会設置要綱の廃止及び那珂市下水道事業審議会設置要綱の制定について」を議題といたします。
事務局から説明をお願いします。

事務局 資料4を見ていただければと思います。この審議会の設置要綱の見直しについてお諮りさせていただければと思います。

概要につきましては、令和2年度会計からの地方公営企業法の適用に伴い、市長の諮問に応じるため市長部局において審議会を設置することとしている現在の審議会の要綱を廃止し、下水道事業者の職務を行う市長の諮問に応じるため下水道事業において審議会を設置することとし、新たに要綱を制定する予定である。

これにあわせて、現在の審議会においては、すでに公共下水道にとどまらず農業集落排水や浄化槽を含めて、広く本市における最適な汚水処理の手法等について審議していることに鑑み、調査審議事項を見直すとともに、名称を「下水道事業審議会」に改めさせていただければと考えております。

変更した箇所はご覧の通りです。まず題目になります。公共の2文字を抜いたところ。第1条 本市の公共下水道事業の円滑な運営を図るため、那珂市公共下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置する。という内容につきまして、本市の公共下水道事業及び農業集落排水整備事業（以下「下水道事業」という。）の円滑な運営を図るため、那珂市下水道事業審議会（以下「審議会」という。）を設置するということに名称を改正したいと思います。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するについては第2条 審議会は、下水道事業者の職務を行う市長（以下「事業者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するに改正したいと思います。

（1）公共下水道整備区域における下水道整備の手法等に関することとしていますのを、本市における最適な汚水処理の手法等に関すること。

（2）公共下水道事業の早期整備、普及率向上を図るための効率的方策等に関することについては、下水道事業の早期整備及び汚水処理人口普及率向上を図るための効率的方策等に関することに修正していきたいと考えております。

裏のページを見ていただきまして、（3）下水道受益者負担金に関すること、（4）下水道使用料に関することとありますが、同じく下水道受益者負担金及び農業集落排水整備事業分担金に関すること、下水道使用料及び農業集落排水施設使用料に関することということで農集も含めて修正したいと考えております。

また合わせまして、（5）その他公共下水道事業の運営について市長が必要と認めた事項に関することとしているのを、その他下水道事業の運営について事業者が必要と認めた事項に関することとしてお諮りできるように修正していきたいと考えております。

既に平成28年度以降、全体計画の見直し等の事業を行っていることから既に公共下水道に止まらない審議をお願いしていることもございまして、今回このような見直しを考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

会長

はい、ありがとうございます。

公共下水道ということではなく今の所掌事務をそのまま反映させたというような形に改正していくということで理解しました。

ただいまの説明に対してご質問がなければ、最後に、「議事（3）その他」を議題といたします。

事務局の方からお願いいたします。

事務局

長時間に渡りお疲れ様です。私の方から3点ほどございます。

1つ目につきましては、平成30年度決算について資料5に取りまとめたのでお知らせいたします。これらの決算につきましては、昨年9月の市議会にて承認をいただいている状況でございます。この資料

についてはホームページ上で公表する予定であります。

2点目につきましては、次回の会議についてでございます。次回の会議については、資料を整理したのち、令和2年6～7月頃に、令和元年度事業報告・令和2年度事業予定・本日の内容を踏まえた「全体計画見直しに係る事務局素案」及び「合併処理浄化槽の設置・公共下水道への接続推進の取組みの事務局素案」についてご報告する予定でございます。

3つ目につきましては、委員の皆様の任期についてでございます。委員の任期は令和2年3月末まででございます。委員のみなさまにはぜひ引き続き審議会にご協力いただければ幸いです。なお、地区まちづくり委員会推薦をお願いしている委員のかたには、役職の変更に伴い、推薦する委員に変更の希望があるかどうか、4月下旬をめぐりに地区まちづくり委員会を通じて確認をお願いする予定でございます。このほか、委員の任期についてご相談されたいことがある場合には、あらかじめお知らせいただけますと幸いです。

会長 以上で、本日の議事はすべて終了いたしましたので、議長の任を解かせていただきます。
審議に際しましては、委員の皆さまにご協力をいただきありがとうございました。

事務局 勝山会長、長時間にわたる議事進行、ありがとうございました。
最後に、委員の皆さまから何かございましたら、ご発言をお願いいたします。
特になければ、以上をもちまして、第29回那珂市公共下水道事業審議会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。